

2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
 (コード:6574 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
問合せ先 執行役員 藤田 真也
 (TEL:03(3770)1190(代表))

特定の株主からの自己株式の取得に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 156 条第 1 項及び第 160 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得(特定の株主からの取得)に係る議案を、2026 年 9 月 30 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の取得は、本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を経営上の重要な課題と位置付けております。

本自己株式の取得の相手方である株式会社ディメンショナルは、当社が 2025 年 6 月 30 日開催の取締役会の決議に基づき 2025 年 7 月 16 日を払込期日として発行した第 4 回新株予約権(行使価額修正条項付)の割当先であり、同社が所有する当社株式は、2025 年 7 月から同年 8 月までの間における当該新株予約権の行使により取得されたものであります。なお、当該新株予約権は、2025 年 8 月 26 日付「第 4 回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ」のとおり、その全部について権利行使が完了しております。

当該新株予約権の発行に際しては、同社は、行使により取得した当社株式を市場の状況に応じて売却することを予定しており、当社といたしましても、これにより当社株式の流動性の向上が図られるものと考えておりました。同社によりますと、同社は、行使により取得した当社株式の一部については市場において売却したものの、当社株式の 1 日当たりの売買高に照らしますと、残余である 37,289,600 株を市場において売却するためには相当の期間を要し、その間の需給の悪化により当社株価に影響を及ぼすおそれがあることから、これ以上の市場における売却は行っていないとのことであります。こうした経緯を踏まえ、同社より、所有する当社株式の全部について市場外での譲渡の意向が示されたものであります。

当社は、上記の譲渡の意向を受け、同社が所有する当社株式が市場において売却された場合に当社株式の需給及び株価に与える影響を考慮し、会社法第 156 条第 1 項、第 160 条第 1 項及び第 161 条の規定に基づき、同社から市場外の相対取引によりこれを一括して取得することといたしました。

本自己株式の取得における取得価額は、直近の当社株式の市場価格の状況を勘案し、株式会社ディメンショナルとの協議を経て決定したものであり、2026年8月24日開催の取締役会において、当社の株主の皆様への利益を害するものではないことを確認のうえ決議いたしました。なお、本自己株式の取得価額は、後記2.のとおり1株につき100円としておりますが、当該金額は取得価額の上限であり、会社法施行規則第30条に定める市場価格が100円を下回る場合には当該市場価格が取得価額となります。当社は、①株式会社ディメンショナルが所有する当社株式が市場において売却された場合に生じ得る当社株式の需給の悪化及び株価への影響を回避し、既存の株主の皆様への利益を保護することができること、②取得価額が会社法施行規則第30条に定める市場価格を超えることはなく、相手方に対し他の株主の皆様との関係で有利な条件により取得するものではないこと、③取得価額の総額が下記のとおり分配可能額の範囲内であること、及び④発行済株式総数(自己株式を除く)の減少により1株当たり指標の向上が見込まれ、資本効率の向上に資することを確認いたしました。これらを踏まえ、当社は、本自己株式の取得が株主の皆様全体の利益に資するものと判断しております。

なお、本自己株式の取得に係る取得価額の総額は、2026年9月4日を効力発生日として実施する資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金を含む、会社法第461条第2項に規定する分配可能額の範囲内です。また、本自己株式の取得に係る資金(最大3,728,960千円)につきましては、その全額を、当社が保有しておりました暗号資産の売却代金をもって充当する予定であり、手元資金からの充当は予定しておりません。当該暗号資産の売却につきましては、2026年8月13日付「保有する暗号資産の売却完了に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2026年8月10日に売却を完了しており、その売却代金の額は8,098,969千円です。なお、当該売却により生じた損益は、本自己株式の取得によって生じるものではありませんが、2027年3月期の連結業績に反映されます。

また、本自己株式の取得により取得する自己株式につきましては、本日別途公表いたしました「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の単元未満株式の売渡請求制度に基づく単元未満株主の皆様からの買増しのご請求に応じるために必要となる株式を除き、本自己株式の取得の完了後、可能な限り速やかにその全部を消却する予定です。これは、本自己株式の取得が、当社が保有する資金を株主の皆様へ確実に還元することを目的とするものであり、取得した自己株式を長期にわたり保有することは当該目的に沿わないものと考えためであります。消却の時期及び株式数等の詳細が決定した場合には、決定次第お知らせいたします。

2. 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	37,289,600株
株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭とする。
株式1株当たりの取得価額	1株につき100円。ただし、100円が会社法第161条及び会社法施行規則第30条に定める市場価格(本臨時株主総会の日(2026年9月29日)における株式会社東京証券取引所での当社普通株式の普通取引の最終の価格。同日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格。以下「本市場価格」といいます。)を上回る場合には、本市場価格といたします。すなわち、取得価額は100円と本市場価格のいずれか低い額となり、本市場価格を超えることはありません。

株式の取得価額の総額	3,728,960,000 円(上限)
取得の相手方	株式会社ディメンショナル
取得の方法	市場外の相対取引
取得の期間	2026 年 10 月 1 日から 2026 年 10 月 30 日まで

(注)上記の「取得し得る株式の総数」は、2026 年 3 月 31 日現在において株式会社ディメンショナルが所有する当社株式の全部であり、2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数(509,156,000 株)から同日現在の当社が保有する自己株式数(520,100 株)を控除した株式数(508,635,900 株)に対して 7.33%に相当いたします。

なお、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主は、2026 年 8 月 7 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2026 年 8 月 22 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様であります。

3. 他の株主の売主追加請求権について

会社法第 161 条は、市場価格のある株式を、会社法施行規則第 30 条に定める市場価格(本臨時株主総会の日の前日(2026 年 9 月 29 日)における株式会社東京証券取引所での当社普通株式の普通取引の最終の価格。同日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格)を超えない額で取得する場合には、他の株主の皆様が自己をも売主に加えたものを議案とすることを請求できる旨を定めた会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しない旨を定めております。

本議案における取得価額は「100 円と上記の市場価格のいずれか低い額」とすることとしており、上記の市場価格が 100 円を下回る場合には当該市場価格が取得価額となりますので、取得価額が上記の市場価格を超えることはありません。したがって、本議案に基づく自己株式の取得は会社法第 161 条の適用を受けるものであり、他の株主の皆様が売主追加請求権に関する規定は適用されません。なお、取得価額が上記の市場価格となる場合、取得価額の総額は 3,728,960,000 円を下回ることとなります。

4. 議決権の行使の制限及び決議要件

会社法第 160 条第 4 項の規定に基づき、株式会社ディメンショナルは、本議案について議決権を行使することができません。なお、本議案は、会社法第 309 条第 2 項第 2 号に定める特別決議事項であり、当社定款第 16 条第 2 項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されるものであります。

5. 取得の相手方の概要

名称	株式会社ディメンショナル
所在地	東京都品川区西五反田一丁目 30 番 2 号
上場会社と当該法人の関係	当社の株主であります。また、当社が 2025 年 6 月 30 日開催の取締役会の決議に基づき 2025 年 7 月 16 日を払込期日として発行した第 4 回新株予約権(行使価額修正条項付)の割当先であり、かつ、当社が 2025 年 9 月 2 日付「第 4 回普通社債の発行に関するお知らせ」で公表した第 4 回普通社債(発行総額 2,500,000,000 円。本日別途公表いたしました「第 4 回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」のとおり、本日全額繰

	上償還しております。)及び当社が2025年9月8日付で発行した第5回普通社債(発行金額1,500,000千円)の引受先であります。なお、同社は、当社の関連当事者には該当いたしません。
--	---

6. (ご参考)自己株式の保有状況等

発行済株式総数(自己株式を除く)	508,635,900 株
自己株式数	520,100 株
本自己株式の取得後の自己株式数(見込み)	37,809,700 株

(注)1. 上記はいずれも2026年6月30日現在の株式数を基礎としております。

2. 上記の自己株式数は、当社が保有する自己株式の数であり、当社の連結子会社が保有する当社株式(10,000,000株)は含まれておりません。

3. 本自己株式の取得は、当社の2027年3月期の損益に影響を与えるものではありませんが、当社の資本合計並びに現金及び現金同等物はそれぞれ最大3,728,960千円減少し、発行済株式総数(自己株式を除く)の減少に伴い1株当たり当期純利益(EPS)をはじめとする1株当たり指標の向上が見込まれます。なお、本自己株式の取得資金には、当社が保有しておりました暗号資産の売却により回収した資金を充当いたしますが、当該売却は既に完了しております。また、上記の「本自己株式の取得後の自己株式数(見込み)」は本自己株式の取得の直後の株式数であり、上記1.に記載のとおり、取得した自己株式につきましては、本自己株式の取得の完了後、可能な限り速やかにその全部を消却する予定であります。

7. 大株主の状況に及ぼす影響

本自己株式の取得により、当社の発行済株式総数(自己株式を除く)は508,635,900株から471,346,300株に減少いたします。これに伴い、当社の筆頭株主である株式会社NTの所有割合(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合)は61.55%から66.42%に、議決権比率は61.56%から66.43%となる見込みであります。

(注)上記は、株式会社NTの所有株式数及び議決権の数につきましては2026年3月31日現在の株主名簿及び議決権の状況を、発行済株式総数(自己株式を除く)につきましては2026年6月30日現在の株式数をそれぞれ基礎とした試算値であります。

す。なお、上記のとおり、本自己株式の取得後における当社の筆頭株主の議決権比率は66.43%となる見込みであり、会社法第309条第2項に定める特別決議の要件である3分の2(66.67%)に近い水準となります。したがって、本自己株式の取得後は、株主総会に出席する株主の議決権の数によっては、同株主の賛成のみをもって同項の特別決議が成立し得る状況となる可能性があります。また、上記は本自己株式の取得(本日別途公表いたしました「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の本相対取得)のみを前提とした数値であり、同開示に記載の市場買付けが併せて実施された場合には、当社の筆頭株主の所有割合及び議決権比率はいずれも67.53%となる見込みであります。その詳細につきましては、同開示の「5. 大株主の状況に及ぼす影響」をご参照ください。

本自己株式の取得は、株式会社ディメンショナルからの譲渡の意向を受けて実施するものであり、当社の筆頭株主である株式会社NTの持株比率の上昇を目的とするものではありません。なお、当社の取締役のうちに、株式会社ディメンショナル又は株式会社NTの役員若しくは使用人を兼任する者はおら

ず、その他これらの会社との間に利害関係を有する者も存在いたしません。したがって、本自己株式の取得に関する取締役会決議につきましては、会社法第 369 条第 2 項に規定する特別の利害関係を有する取締役に該当する者はなく、審議及び決議から除外された取締役はおりません。本取締役会決議は、当社の取締役全員が審議に参加したうえで、その全員一致により行われております。また、当社の監査役につきましても、株式会社ディメンショナル又は株式会社NTとの間に利害関係を有する者は存在せず、監査役全員が本自己株式の取得について異議がない旨の意見を述べております。

当社は、2026 年 8 月 24 日開催の取締役会において、本自己株式の取得により当社の筆頭株主の議決権比率が上昇し、少数株主の皆様の議決権の相対的な影響力が低下することについても、慎重に審議いたしました。

なお、当該筆頭株主が提出した大量保有報告書においては、当社株式の保有目的が純投資である旨が記載されております。当社は、同株主の投資判断に関与する立場にはなく、現時点において、同株主に対しその所有する当社株式の売却等を要請する方針を有しておりません。当社といたしましては、今後の資本政策の検討に際し、少数株主の皆様の利益及び当社株式の流動性に与える影響を十分に考慮してまいります。

当社は、上記の取締役会における審議におきまして、本自己株式の取得を実施することの合理性につき、少数株主の皆様に生じ得る影響との比較衡量の観点から、次のとおり検討いたしました。

まず、本自己株式の取得により少数株主の皆様に生じ得る影響は、当社の筆頭株主の議決権比率が 61.56%から 66.43%に上昇することに伴い、少数株主の皆様の議決権の相対的な影響力が低下することです。もっとも、当社の筆頭株主は、本自己株式の取得の前においても既に総株主の議決権の過半数を有しており、株主総会の普通決議は同株主の意思により成立し得る状況にありますことから、本自己株式の取得により当社の支配権に変動が生じるものではありません。また、本自己株式の取得は、当社の筆頭株主がその所有する当社株式を追加的に取得するものではなく、同株主に対して何らの経済的利益を供与するものでもありません。

他方、本自己株式の取得を実施しない場合には、少数株主の皆様に次の不利益が生じることとなります。第一に、株式会社ディメンショナルが所有する当社株式 37,289,600 株は、当社株式の 1 日当たりの売買高に照らせば市場において売却するのに相当長期間を要する規模であり、これが市場に放出された場合には、需給の悪化により短期間で当社株価の大幅な下落が生じることが想定されます。この場合、市場において当社株式を保有される少数株主の皆様の株式価値が直接かつ即時に毀損されることとなります。第二に、当社は、ビットコインの保有方針の見直しに伴い保有していたビットコインの売却を実施し、その売却代金として 8,098,969 千円を回収いたしました。当該資金は、ビットコインの追加取得というその当初の用途を失っております。資金用途を伴わない多額の現金をそのまま保有し続けることは、それ自体が何らの収益も生まないものであり、総資産及び自己資本の規模に見合う利益を生まないことから、自己資本利益率(ROE)をはじめとする資本効率を著しく低下させ、ひいては当社の企業価値及び株価の低迷を招くこととなります。これもまた、当社株式を保有される少数株主の皆様の利益を直接に損なうものであります。

これに対し、本自己株式の取得を実施した場合には、発行済株式総数(自己株式を除く)が 508,635,900 株から 471,346,300 株へと 37,289,600 株(7.33%)減少することにより、1 株当たり当期純利益(EPS)は単純計算で約 7.9%向上し、あわせて 1 株当たり純資産(BPS)及び自己資

本利益率(ROE)の改善も見込まれます。これらの経済的な利益は、当社の筆頭株主のみならず、当社株式を保有される株主の皆様全体に等しく帰属するものであります。

加えて、当社は、本自己株式の取得により取得する自己株式につきまして、上記 1. に記載のとおり、本自己株式の取得の完了後可能な限り速やかにその全部を消却する方針であり、これにより、取得した自己株式が将来において第三者に処分され、又は資本政策上恣意的に用いられる余地を排除しております。また、本自己株式の取得後においても、当社の流通株式比率は株式会社東京証券取引所の定めるグロース市場の上場維持基準(25%以上)を充足する見込みであり、当社株式の上場の維持に支障を及ぼすものではないと考えております。

以上を比較衡量した結果、当社は、本自己株式の取得は、既存の株主の皆様の利益の保護及び資本効率の向上のために必要かつ合理的なものであり、当社の筆頭株主の議決権比率の上昇は、その結果として生じるものであると考えております。

以 上